

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に関する公告(西部創造) 一
- くまがや農業協同組合農地保有合理化事業規程の変更承認(農業政策課) 一
- 都市計画に関する公聴会の開催(都市計画課) 二
- 東松山都市計画事業市の川特定土地区画整理事業の事業計画の

告示

- 建築士を対象とする講習の埼玉県指定講習実施要綱に基づく知事指定(建築指導課) 三
- 開発行為に関する工事の完了公告(東松山県土) 四
- 個人演説会等施設の指定(選管委) 四

埼玉県告示第千三百六十六号
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二週間、総務部NP活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NP情報ステーション(<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年九月十一日

埼玉県知事 上田清司

- 一 申請のあった年月日
平成十九年九月四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 人材紹介研究所
- 三 代表者の氏名
塩野 時雄
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川越市大字上松原三百二十五番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、就職希望者に対し「職業能力開発講座」を実施する。また、就職希望者に対し、職業紹介をする。その他高校、大学等の進路指導、進学指導等の業務を請け負う。これらの活動により、雇用機会の拡充を支援することを目的とする。

平成十九年九月十一日

埼玉県知事 上田清司

- 一 申請のあった年月日
平成十九年八月三十日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 重味
- 三 代表者の氏名
山白 千津子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県熊谷市拾六間六百五十四番地
- 五 定款に記載された目的
日本語教育を必要とする者に対し、質の高い教育を行い、人権擁護と社会教育、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千三百六十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部NP活動推進課及び埼玉県北部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NP情報ステーション(<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

埼玉県告示第千三百六十八号

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五

年法律第六十五号)第八条第一項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第七条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年九月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 変更承認に係る農地保有合理化事業の実施に関する規程

くまがや農業協同組合農地保有合理化事業規程

二 変更承認年月日
平成十九年九月五日

三 変更承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業
農地信託等事業
研修等事業

埼玉県告示第千三百六十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成十九年九月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話〇四八―八三〇―五三三七

ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町村役場の都市計画主管課

番号	都市計画区域名	市町村名	都市計画の種類及び名称	期日及び時間	公聴会場	提出期間	提出先	都市計画の構想の閲覧期間	都市計画の構想の閲覧場所
一	越谷	越谷市	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」 「区域区分」 「用途地域」	平成十九年十月十八日午後二時から 吉川市中央公民館	提出場所 吉川市中央公民館	平成十九年九月十一日から平成十九年九月二十五日まで	吉川市都市整備部都市計画課、 越谷市都市計画部都市計画課、 松伏町まちづくり整備課、 埼玉県都市整備部都市計画課	平成十九年九月十一日から平成十九年九月二十五日まで	吉川市都市整備部都市計画課、 越谷市都市計画部都市計画課、 松伏町まちづくり整備課、 埼玉県都市整備部都市計画課、 越谷市都市整備部都市計画課、 埼玉県都市整備部都市計画課

別記一

別記二

公述申出書

年月日付け埼玉県報に登載された都市計画の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

年月日

埼玉県知事 様

公述申出人

住所

氏名

印

連絡先(電話番号)

年齢

職業

意見の要旨及びその理由 別紙

※「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

(1) 4000字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。

(2) かい書で、横書きにしてください。

埼玉県告示第千三百七十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成十九年九月十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 組合の名称

東松山市市の川特定土地区画整理組合

二

事業施行期間

平成三年十二月二十四日から平成二十五年三月三十一日まで

三 施行地区

東松山市加美町、大字市の川字悪戸、字東耕地、字東、大字松山字峯の各一部

四 事務所の所在地

東松山市松葉町一丁目一番五十八号

五 設立認可の年月日

平成三年十二月二十四日

六 変更認可の年月日

平成十九年九月十一日

埼玉県告示第千三百七十一号

建築物の設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上を図る上で奨励すべき講習として、次のとおり指定したので、公告する。

平成十九年九月十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 実施法人の名称及び住所

社団法人埼玉建築士会

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号埼玉建産連合会館

二 定期講習又は特別講習の別

定期講習

三 講習の名称

建築士のための講習会

四 講習の対象者

建築士一般

五 講習の実施頻度、実施時期及び実施期間

イ 実施頻度

年一回以上

ロ 実施時期

通年

ハ 実施期間

一日間

六 指定の期間

平成十九年九月十一日から平成二十年十二月十八日まで

埼玉県告示第千三百七十二号

建築物の設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上を図る上で奨励すべき講習として、次のとおり指定したので、公告する。

平成十九年九月十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 実施法人の名称及び住所

社団法人埼玉県建築士事務所協会

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目

一番七号埼玉建産連会館

二 定期講習又は特別講習の別

定期講習

三 講習の名称

建築士事務所の管理講習会

四 講習の対象者

開設者及び管理建築士

五 講習の実施頻度、実施時期及び実施

期間

イ 実施頻度

年一回

ロ 実施時期

原則として十月から十二月の間

ハ 実施期間

一日間

六 指定の期間

平成十九年九月十一日から平成二十年十二月十八日まで

埼玉県告示第千三百七十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、

公告する。

平成十九年九月十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 許可番号

平成十九年八月二十四日

指令行整第一九〇〇四一〇号

二 検査済証番号

平成十九年九月四日第六十二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字上崎字前原三二〇一、三二〇一八、三二〇一九、三二〇一〇、三二〇一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡騎西町大字道地一二二三番地

吉野建設株式会社

代表取締役 吉野 道夫

埼玉県告示第千三百七十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年九月十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 許可番号

平成十九年五月二十一日

指令杉整第一九〇〇二三〇号

二 検査済証番号

平成十九年九月五日第六十三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字下高野字志部一四五八、一四五九、一四六〇、一四六一、一四六二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都武蔵野市境二丁目二番二号

株式会社 飯田産業

代表取締役 兼井 雅史

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、

公告する。

平成十九年九月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

埼玉県選挙管告示第百六号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第三項の規定により、熊谷市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成十九年九月十一日

埼玉県選挙管告示第百六号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第三項の規定により、熊谷市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成十九年九月十一日

埼玉県選挙管告示第百六号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第三項の規定により、熊谷市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成十九年九月十一日

埼玉県選挙管告示第百六号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第三項の規定により、熊谷市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成十九年九月十一日

埼玉県選挙管告示第百六号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第三項の規定により、熊谷市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成十九年九月十一日

埼玉県選挙管告示第百六号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第三項の規定により、熊谷市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成十九年九月十一日

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
江南第二コミュニティセンター	熊谷市千代二九三番地一〇	熊谷市長	六〇人

発行日	毎週 火曜日・金曜日	購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)	発行者	埼玉 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 〇四八―八二四―二二二一(代表)	印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三二二一〇 〇四八―八六一―二九〇一(代表)
発行日	毎週 火曜日・金曜日	購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)	発行者	埼玉 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 〇四八―八二四―二二二一(代表)	印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三二二一〇 〇四八―八六一―二九〇一(代表)